

第4 申立てに必要な書類及び費用

1 申立書類

- 申立書
- 申立事情説明書
- 親族関係図
- 本人の財産目録，相続財産目録，収支予定表
- 財産関係資料
- 任意後見受任者事情説明書

2 本人についての書類

- 戸籍謄本
- 戸籍附票または住民票（世帯全部，省略のないもの）
- 後見登記事項証明書（任意後見契約の登記）
- 後見登記されていないことの証明書
（成年被後見人，被保佐人，被補助人とする記録がないことの証明）
- 任意後見契約証書の写し
- 診断書（成年後見用）
- 本人情報シート写し

3 任意後見受任者についての書類

- 戸籍附票または住民票写し（世帯全部，省略のないもの）

4 任意後見監督人候補者についての書類 *推薦される場合には必要です。

- 戸籍附票または住民票（世帯全部，省略のないもの）

5 費用

- 収入印紙 800円（裁判所に対する申立手数料）
- 収入印紙1，400円（登記をする際の手数料）
- 郵便切手2，450円（内訳 500円×3枚，84円×10枚，10円×5枚，5円×10枚，2円×5枚）

*後見登記に関する証明書は，福岡法務局で発行されます。